

取引所金融商品市場外取引説明書

大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会: 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社は、取引所金融商品市場外取引においては、日本証券業協会の定める規則にしたがって行います。
取引所金融商品市場外取引の仕組みは次のとおりです。

1. 取引所金融商品市場内取引との相違

取引所金融商品市場内取引(以下、「市場内取引」といいます。)は、取引所において価格優先、時間優先の原則に従った競争売買により取引が行われるのに対して、取引所金融商品市場外取引(以下、「市場外取引」といいます。)は、取引所を通さず、金融商品取引業者の店頭において取引が行われます。したがって、市場外取引は、市場内取引における個別競争売買という概念がないため、取引所における最良気配(最も高い買い気配と最も安い売り気配)の範囲で取引できる保証はありませんので、取引価格も取引所における価格と異なることがあります。

2. 市場外取引を行う際の注意点

- (1) 市場外取引は、お客様より市場外取引を行う旨のお申出があったときのみに行うものとします。したがって、お客様より特に市場外取引を行う旨のお申出がなかった場合は、市場内取引にて執行いたします。
- (2) 当社を相手方として市場外取引を行う場合は、仕切売買形式にて取引を行うものとします。一方、当社を相手方とせず委託取引にて市場外取引を行う場合は、お客様の注文を金融商品取引業者の名をもって行う取引(取次注文)、金融商品取引業者が仲立ちとなってお客様の注文の約定を行う取引(媒介取引)、お客様の注文を金融商品取引業者が代理人となって行う取引(代理取引)のいずれかにより行うものとします。

3. 市場外取引の対象となる有価証券

- (1) 上場株券(上場外国株券、上場出資証券を含む)
- (2) 上場新株予約権付社債券
- (3) 上場新株予約権証券
- (4) 上場外国投資証券
- (5) 上場投資信託受益証券
- (6) 上場投資証券
- (7) 上場交換社債券
- (8) 上場預託証券
- (9) 上場受益証券発行信託の受益証券

4. 市場外取引の方法

市場外取引には、次の2通りの方法があります。

なお、取引を行うに際し、基準となる取引所及び価格については、お客様との相談のうえ決定するものとします。

(1) 立会時間内取引

立会時間内取引とは、取引所における立会時間内にお客様と当社の条件交渉により、取引所直近時価を基準として当社が定める取引金額に応じた値幅制限の範囲内の価格で行われる取引です。

(2) 立会時間外取引

立会時間外取引とは、取引所における立会時間外に、当社の提示価格にて行われる取引です。

5. 当社の提示価格

当社の提示価格については、お取扱店にお問い合わせください。

6. 売買単位

売買単位は、市場内取引に準ずるものとします。

7. 手数料及び購入対価

手数料及び購入対価は、お客様との合意により決定されます。

8. 受渡し

受渡日等の受渡決済にかかる事項については、お客様と当社との条件交渉により決定するものとします。

9. 税金

市場内取引に対する課税基準と同一です。

10. その他

その他事項については、受託契約準則等の取引所規則に準ずることとします。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

- ・当社が自己で直接の相手方となる売買や上場有価証券等の売買等の媒介等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の購入対価をお支払いいただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料を別途お支払いいただくことがあります。
- ・株式等の売買等にあたっては、株価の変動による損失が生じるおそれがあります。
- ・信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面等をよくお読みください。